

第1章 総則

- 第1条** この取材規定は、(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会(以下「MFJ」という。)の公認・承認で行われるモーターサイクルスポーツ、その他の催事の全ての取材活動を行う者(以下「取材者」という。)全てに適用される。
- 第2条** 取材者は、本規定を熟知し遵守しなければならない。
- 第3条** MFJ公認・承認競技会、行事、講習会等における全ての音声、写真、映像等に関わる報道、放送、放映、出版、配信する電子メディアに関する著作権及び肖像権は、MFJ、主催者及び施設に帰属し、これらの使用に関しては、権利者の許可を受けなければならない。
- 第4条** (1)メディアパス取得者は、モーターサイクルスポーツに関する取材活動が危険性を伴うものであることを十分認識しなければならない。また、万一取材活動中に事故が起きた場合は、防衛体制を取り、取材活動を停止すること。
(2)取材者は、取材活動中、万一競技に関して事故が発生し、死亡、負傷その他の損害を受けた場合であっても、故意又は重大な過失が認められる場合を除いては、その原因の如何にかかわらず、MFJ、主催者、施設側、競技役員、競技参加者、競技選手及び他の取材者などに責任がないことを了承し、損害賠償などの権利を一切放棄するものとする。
- 第5条** MFJ公認・承認競技会、行事、講習会等の取材活動を行う場合、取材対象の如何を問わず、MFJ MEDIA CARD(以下「メディアカード」という。)の発行を受けなくてはならない。また、発行されたメディアカードは、他人に譲渡、貸与してはならない。
なお、一大会のみの取材者(暫定メディア)は、事前に大会主催者の許可を取り、別途メディア登録を行うものとする。また、第14条のとおり、当該大会であってもメディアカードが適用されず、別途主催者へ申請となる場合があることを了解しなければならない。
- 第6条** 取材者は、取材実績の掲載誌(紙)、ONAIR録画又は実績を示すもの等を、MFJ事務局又は当該競技会等の主催者にすみやかに提出しなくてはならない。
上記取材実績等の提出がない場合には、メディアカードの返却を求める場合や、以降の取材申し込みを受け付けられない場合、翌年の年間プレスの更新を見送る場合があることを、取材者は予め了承するものとする。

第2章 メディアカード

- 第7条** メディアカードは、原則として、取材した内容を公的、報道性がある媒体によって、事実を広くへだたりなく周知させる(以下「報道」という。)18才以上の者に対してのみ発行される。
個人的趣味、上記媒体を補完するすべてのソーシャルメディア電子媒体等は、原則的に本取材規定でいう媒体とはみなさない。
ただし、MFJ、主催者及び施設が特に必要と認めた媒体についてはこの限りではない。
- (1)一般社団法人日本新聞協会に加盟している新聞社、通信社、放送局
(2)全国の一般的な販売場所で容易に購入できる、新聞(日刊に限る)・雑誌
(3)本条(1)項、(2)項に該当する報道機関が発行する新聞・定期刊行物の他、ニュース番組で、それを補完するためのウェブサイト(無料に限る)。
(4)法人が独自に開設するインターネットニュースサイト、情報サイト(無料に限る)、車両又はタイヤメーカーのウェブサイト。運営会社が明記されており、原則として、ウェブサイトのアクセス数が月間1,000,000PVを超えている場合に限る。また、メディア事務局より媒体資料の提示を求められた場合、それを提出しなければならない。
(5)本条(6)項に該当しないテレビ(報道番組)、ラジオ(報道番組)。
(6)日本モーターサイクルスポーツ記者会(JMS)、日本レース写真家協会(JRPA)
(7)メディア事務局が特別に認めた媒体、団体
- 第8条** メディアカードは、取材エリア別にAカード、Bカードに分けられ、過去の取材実績及び取材目的に応じて発行される。発行に関しては申込書及び添付書類による申込み受付後、MFJが審査をし、該当カードを発行する。
なお、MFJは取材規定第7条の要件を満たしているものに対しても、不適当と認めた場合、その理由を明かすことなくメディアカードを発行しない場合がある。また、前項とは別に「大会のみの暫定プレス」が発行される場合がある。

第3章 メディアカードの被発行資格と取材エリア

- 第9条** メディアカードの被発行資格
- (1)Aカード
- a. 前年度メディアカードを取得していること。
b. MFJの公認・承認競技会、行事等で、年5回以上の取材実績を3年以上連続して有すること。
c. 取材活動を行う上で、MFJ及び主催者が必要であると認めた者。規定を満たしていない者に対しても、MFJ及び主催者が適切と認めた場合には、Aカードを発行する場合がある。本条(1)の規定を満たしている者に対しても、MFJが不適当と認めた場合には、その理由を明らかにすることなくAカードを発行し

ない場合がある。

(2)Bカード

Bカードは、モーターサイクルスポーツの取材を目的としている者で、第9条(1)規定を満たさない者に発行する。本条第(2)の規定を満たしている者に対しても、MFJが不適当と認めた場合には、その理由を明らかにすることなくBカードを発行しない場合がある。

第10条 取材エリア

メディアカードの種類によるモーターサイクルスポーツ取材活動範囲は、イベントごとに主催者より告知されこれに従わなければならない。大会によりすべての取材者の立ち入り禁止エリアを設けている場合がある。なお、●シグナルプラットフォーム●メディアカルセンター近辺●パルクフェルメ(車両保管エリア)●車検エリアにおいては、メディアパスの種類の如何を問わず、エリア内への立ち入り、取材活動は行ってはならない。

(1)Aカード

Aカードの取得者に許される取材活動範囲は、前項により主催者が指定する取材立入禁止エリアを除く全域とする。

(2)Bカード

Bカードの取得者に許される取材活動範囲は、前項に加えコース内、ピットレーンなどに対し制限が加わる。

(3)暫定メディア

暫定メディアに許される取材活動範囲は、前項で規定するBカードの取材活動範囲に準ずるものとする。

ただし、上記規定にかかわらず取材活動範囲の拡大を特に認める場合がある。

第4章 メディアカードの発行について

第11条

年間を通じたメディアカードは、MFJに備え付けの申込書を使用し、申請者の所属する媒体責任者の推薦状、取材経歴書、取材実績誌(紙)、記録メディア及び証明書の写真(天地3×左右2.4)2枚又は写真データを添付し、MFJが定める受付締切日までに申込むものとする。

申込み:〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6

築地スクエアビル10階

(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会

広報チーム宛て

TEL 03-5565-0900

第12条

暫定メディアは、年間メディアカード未取得者で取材を希望する者をいい、該当取材に必要な一定の期日のみ通用する。

暫定メディアの申込みに際しては、MFJに備え付けの申込書又はWebサイトを使用し、取材経歴書及び掲載予定誌(紙)等の申請者の所属する媒体責任者の推薦状及び掲載実績誌(紙)等、申請者の所属する媒体責任者の推薦状及び掲載実績誌(紙)等を添付し、主催者に申込むものとする。取材当日の申込みは、原則として認めない。

第13条

メディアカード(暫定メディアも含む)の申込みに際しては、全てMFJメディア傷害保険に加入しなくてはならない。

第14条

取材者は、別途に取材規定を設ける大会及び施設においては、メディアカードが通用しない場合があることを予め了承する。その場合は当該大会、施設で定められる取材規定に基づき、新たにメディア申請の申込みをするものとする。

第5章 取材活動の手続き

第15条

メディアカード取得者(暫定メディア含む)がモーターサイクルイベントの取材を行うときは、原則として競技会開催日の2週間前の金曜日までに専用のWebサイトから取材申込みをするものとする(詳細はMFJのWebページに都度公示する)。取材当日の申込みは原則として認めない。

なお、大会によって申込方法、期限が設定されている場合は、それに従わなければならない。

第16条

取材に際しては、メディアカード及びメディアピブスを必ず着用しなければならない。当該年度の年間メディアカード取得者であっても、メディアカード及びメディアピブスを着用しない場合は、取材活動が許されない場合がある。

第17条

取材に際しては、以下の手続を行わなければならない。

(1)メディア受付が設置されている場合は、受付にメディアカードを提示し、誓約書に署名するものとする。

なお、暫定メディアは合わせて暫定メディア保険料(5,000円)を支払い、メディアピブスの交付を受けなければならない。

(2)メディア受付が設置されていない場合は、大会事務局にて前項と同じ手続を行わなければならない。

(3)暫定メディアは、取材活動終了後、直ちに受領したメディアピブス等を受付(受付が設置されていない場合は大会事務局)へ返却しなくてはならない。

第18条

取材活動中、取材者は下記の事項を遵守することとする。

(1)メディアカード及びメディアピブス等は、主催者が指定した位置に付け、容易に確認できるようにしなければならない。

(2)特に主催者が許可しない限り、二輪・四輪車を使用しての取材活動を行ってはならない。

(3)取材者は、競技役員の指示に従って行動しなければならない。危険

な行為を行う又は競技運営及び競技者を妨げる行動をしてはならず、観客エリアでは観戦の妨げとならないように配慮しなければならない。

(4)上記各項及び各イベント主催者のルールを遵守していない取材者に対し、主催者又はMFJが、メディアカード及びメディアピブスの返却や、取材活動の停止を要請する場合があります、取材者は必ずそれに従わなければならない。

第19条 取材活動を目的としない者（以下「非取材者」という。）の同伴は認めない。

(1)非取材者は、一般の観客と同等の扱いを受けることを了承していただかなければならない。

(2)取材活動中は非取材者と行動を共にすることを禁止する。

第6章 特別会員

第20条 MFJの指定する媒体（2輪専門誌、紙）の編集代表者が推薦する編集者、カメラマンなど、各誌（紙）、3名までを特別会員として登録できる。

(1)特別会員の資格は当該年度のメディア A カード取得者に限る。

(2)特別会員は、MFJメディアカードを取得すれば、他の施設が主催するメディア共済会費の免除を受けることができる。

ただし、各施設のメディア登録は必要とする。

第7章 MFJメディア傷害保険

第21条 MFJメディア傷害保険費については以下のとおりとする。

(1)年間メディア（当該年度12月31日まで有効）

A カード 10,000円 B カード 10,000円

(2)暫定メディア（1イベントのみ有効） 5,000円

第22条

MFJメディア傷害保険の適用範囲及び内容については下記のとおりとする。

(1)適用範囲

MFJ公認、承認で行われるモーターサイクルスポーツ、その他催事の期間中で該当する施設内での取材活動中の急激かつ偶然な外来の傷害事故に限定する。

次の事由に起因して生じた傷害については、保険金は支払わないこととする。

- 取材者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為
- 地震等自然災害、戦争、放射能汚染、疾病感染 等
- 本取材規定に違反した取材活動中の事故

(2)保険内容

別途規定に従う。

(3)傷害保険金の請求手続

- 万一事故のあった場合は、すみやかに取材中の現地に所在する主催者及び MFJ に連絡することとする（事故通知がなされない場合は、保険金が支払われない場合がある）。
- 保険金の支払対象となる事故によって負傷した場合、所定の用紙を MFJ に請求しなければならない。

その他の事項は保険約款に準ずるものとする。

令和4年1月1日 一部改訂